

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成19年2月1日(2007.2.1)

【公表番号】特表2006-510766(P2006-510766A)

【公表日】平成18年3月30日(2006.3.30)

【年通号数】公開・登録公報2006-013

【出願番号】特願2004-561251(P2004-561251)

【国際特許分類】

<i>C 08 L</i>	9/00	(2006.01)
<i>B 29 B</i>	7/90	(2006.01)
<i>B 60 C</i>	1/00	(2006.01)
<i>C 08 K</i>	3/34	(2006.01)
<i>C 08 K</i>	5/54	(2006.01)
<i>B 29 K</i>	9/00	(2006.01)

【F I】

<i>C 08 L</i>	9/00	
<i>B 29 B</i>	7/90	
<i>B 60 C</i>	1/00	A
<i>C 08 K</i>	3/34	
<i>C 08 K</i>	5/54	
<i>B 29 K</i>	9/00	

【手続補正書】

【提出日】平成18年12月11日(2006.12.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1種のジエンエラストマー、補強無機充填剤、及び前記無機充填剤と前記エラストマーとの間の結合を提供するカップリング剤をベースとするゴム組成物であって、前記無機充填剤が、下式、

(1) $M_xSiAl_yO_a(OH)_b(H_2O)_c$

(式中、

M は、 K^+ 、 Na^+ 、 Ca^{++} 及びこれらの陽イオンの混合物からなる群から選択される陽イオンであり、

$x > 0$ 、 $y > 0$ 、 $a > 0$ 、 $b > 0$ 、 $c > 0$ 、及び $a+b > 0$ を示す。)

の合成アルミニシリケートを含み、以下の特性、

(a) $20 \sim 300m^2/g$ の間のBET比表面積、

(b) $20 \sim 400nm$ の質量平均粒径(d_w)、

(c) $5 \times 10^{-4} \mu m^{-1}/分$ より大きい超音波離解速度()、

を有することを特徴とする組成物。

【請求項2】

前記ジエンエラストマーが、ポリブタジエン、合成ポリイソブレン、天然ゴム、ブタジエン/スチレンコポリマー、ブタジエン/イソブレンコポリマー、ブタジエン/アクリロニトリルコポリマー、イソブレン/スチレンコポリマー、ブタジエン/スチレン/イソブレンコポリマー及びこれらのエラストマーの混合物からなる群から選択される請求項1に記載

の組成物。

【請求項 3】

式(1)が、以下の特性、
0.01～2の範囲内のx、
0.1～5の範囲内のy、
0～5の範囲内のa、
0～3の範囲内のb、
0～5の範囲内のc、

の少なくとも1つを満たす請求項1～2のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 4】

補強アルミノシリケートの量が、50phrより大きい請求項1～3のいずれか1項に記載の組成物。

【請求項 5】

ゴム商品の製造に対する請求項1～4のいずれか1項に記載のゴム組成物の使用。

【請求項 6】

請求項1～4のいずれか1項に記載のゴム組成物を含むタイヤ用の半製品であって、トレッド、これらのトレッドのアンダーレイヤー、クラウンプライ、側壁、カーカスプライ、ビード、保護具、インナーチューブ及びチューブレスタイヤ用の気密内部ゴムから成る群から好ましくは選択されることを特徴とする製品。

【請求項 7】

請求項1～4のいずれか1項に記載のゴム組成物を含むタイヤ。